

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

# 障がいのある人もない人も、 ともに暮らし続けられるまち ～あいとぴあ狛江～

市では、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階で全人権的復権を目指す「リハビリテーション」の理念を実現するため、「完全参加と平等」の考え方を基本として、各種の施策を推進してきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、その人らしく暮らすことができる社会を作るため、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民・団体・事業者が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携・協働して助け合うことが必要であり、このような取組みを通じて、全ての市民が生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいを持ち、支え合って、ともに生きる豊かな福祉社会（地域共生社会）を実現する必要があります。

また、障がいのある人や、介助者などが有する複雑化・複合化した課題を解決するためには、市による取組みはもとより、市民、地域活動団体、民間事業者等の多様な主体による積極的な参加が不可欠です。

そのためには引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として障がい者福祉施策を推進します。

「あいとぴあ」とは  
であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と  
“ユートピア”から作られた合成語です。

## 第2節 基本目標

「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとびあ狛江～」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、計画を推進します。

### 基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

障がい者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域生活支援拠点の整備を図るとともに、グループホーム等の住まいの確保や充実を行います。

保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、支援を必要とする方を地域で支える体制づくりを進めます。

### 基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

障がい者がライフステージを通じて地域で安心して生活できるよう、切れ目のない生活支援システムづくりを推進します。また、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯にも対応できる相談支援・相談窓口の充実や庁内関係部署及び関係機関との連携の強化を行うとともに、障がい福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

障がい児支援については、障がい児福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携体制の充実を図ります。

### 基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

障がい者が生き生きと社会へ参加することができるよう、公的機関・民間企業における就労機会の確保に努めるとともに、一般就労が難しい方に向けて福祉的就労の場を確保します。

また、ともに暮らし続けられるまちを目指して、障がい者に対する理解を進めるために福祉教育やイベント等を実施するとともに、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で気軽に立ち寄ることのできる多世代・多機能型交流拠点の設置に向けた検討を進めるとともに、設置・運営に対する支援を行います。また、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

### 基本目標4：安心で安全に暮らせるまちづくり

障がい者が安心で安全に暮らせるように、令和元年東日本台風の際の課題を踏まえ、災害時など緊急時に1人で判断し、避難することが困難な方の把握に努めるとともに、それらの方が安全な場所へ避難するための支援を推進します。また、避難所において配慮を要する方への環境整備を進めます。

加えて、虐待防止対策を強化するとともに、平成31（2019）年3月に策定した共通計画を踏まえ、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することにより、障がい者の権利擁護支援を推進します。

## 第3節 生活領域ごとの将来像

狛江市障害者計画・第4期障害福祉計画では、障がいのある人に関する生活領域として「相談する」、「住む・ケアを受ける」、「働く」、「健康を保つ」、「育つ・学ぶ」、「参加する」という市独自の6つの生活領域を設定し、生活領域ごとに長期目標（将来像）を設定し、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画においても市独自の6つの生活領域ごとの長期目標（将来像）の達成に向けた取組みを行ってきました。

本計画では、狛江市第3期障害者計画・障害福祉計画で設定した長期目標（将来像）について、国の動向等を踏まえた見直しを行い、これを本計画の上位計画である第4次地域福祉計画の終期である令和5（2023）年度を目途とする将来像として掲げます。

また、前述した基本目標を達成することにより、生活領域ごとの将来像（表4-50）を実現し、本計画の基本理念を実現いたします。

表4-50 生活領域ごとの将来像

生活領域	将来像
(1)相談する	いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。
(2)住む・ケアを受ける	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。
(3)働く	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
(4)健康を保つ	生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けられることができる。
(5)育つ・学ぶ	発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
(6)参加する	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。